

## 鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、ワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会の成果を活かして、地域の魅力とウォーキングを関連させたコース開発及び旅行商品造成を推進する事業を支援することを通じて、「ウォーキングリゾートとっとり」の推進を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額(仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金及び市町からの補助金を除く。）の額を控除した額に、別表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、補助事業を実施する20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から、当該補助事業に伴う収入を控除した額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行なうものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑 則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は鳥取県中部総合事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月13日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業	中部の市町、観光団体、商工団体、事業の実施にあたって設立された実行委員会等	<p>地域の魅力とウォーキングを関連させたコース開発及び旅行商品造成を推進する事業</p> <p>(1) コース開発に関するアドバイザー等の招へいに係る経費（旅費、謝金）</p> <p>(2) コースガイド等の育成に係る経費（講師旅費、謝金、資料作成費）</p> <p>(3) コースの広報宣伝に係る経費（印刷製本費、デザイン費、ノベルティ制作費、デジタルコンテンツ制作費）</p> <p>(4) モニターツアー等の実施に係る経費（旅費、資料作成費）</p> <p>(5) 旅行会社等の招へいに係る経費（旅費、謝金）</p> <p>(6) コースの認定、登録等に係る経費</p> <p>※委託費は、原則、県内事業者が実施したものに限る。</p> <p>※ウォーキングコースのハード整備及びイベントの開催経費、人件費等は対象外とする。</p>	1 / 2	500千円

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金事業計画（報告）書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 実施体制	※プロモーションについては、DMO、観光協会等関係機関との役割分担・協力体制等を含めて、記載してください
4 事業内容	※実施時期、場所、事業概要等を記載してください。 ※報告書には事業実施により得られた成果や課題、今後の展望なども記載してください。
5 実施計画	※ウォーキングコースを活用した観光誘客の実施計画を記載してください。（当該補助金にかかるものだけでなく、申請者が独自に行う事業についても記載してください。）
6 その他参考となる事項	
7 他の補助金等の活用	（ 有 ・ 無 ） ※他の補助金の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名、事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

※事業報告書には事業の様子がわかる資料（事業で作成した資料、チラシ、パンフレット、写真等）を添付してください。

担当連絡先

住 所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	電子メール：		

様式第2号（第4条、7条関係）

年度鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金収支予算（決算）書

1 収 入 （単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

※収入の内容を具体的に記載すること。

2 支 出 （単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

様

鳥取県中部総合事務所長 氏 名 (印)

年度鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった 年度鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金交付要綱(令和2年4月13日付第202000014326号鳥取県中部総合事務所長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して得た額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

年度鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金仕入控除額確定報告書

年 月 日

鳥取県中部総合事務所長 様

所在地  
名 称  
代表者 印

年 月 日付第 号により交付決定のあった 年度鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条第1項に基づく額の確定額  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること